

平成27年(レ)第615号 慰謝料請求控訴事件

控訴人

被控訴人 巫召鴻 吉田卓朗

2015年8月18日

東京地方裁判所

民事第24部 合議ろA係 御中

控訴理由書

1 原審の審理過程及び、問題点

	被控訴人・巫	被控訴人・吉田
一回期	答弁書・準備書面1 欠席	認否をしない答弁書と題した書面 欠席
二回期	準備書面2 欠席	出廷
三回期	準備書面3 欠席	欠席

結審した三回期に吉田は欠席したが、閉廷を見計らい30分後に認否書面と大量な証拠提出をした、従ってこれらの被告準備書面は陳述とならず、証拠の評価及び判断の基礎にはならない。

結審後に吉田が提出した準備書面は、結審当日の日付けがあり、さも陳述された書面としてネット公開する事件屋ながらの手口である。

簡裁での準備書面の提出には、出廷を要さないという理由で巫は全回期を欠席した。並行審理されている訴訟で、裁判官が訴外・小川に対して、掲示板の開設・管理者は誰かと質問した、ところが吉田がこれを遮り発言を阻止する訴訟妨害をした。

この吉田の立証妨害と、結審簿の認否書面の提出を証拠採用して「事実を否認しており」との理由で棄却した。

新民事訴訟法では、裁判所と当事者双方が早期に主張と立証関係を明らかにして、期日における充実した審理を行わなければならないとする趣旨に反している。

巫と吉田の共同不法行為に基づく提訴であり、この真偽を糾す

被告吉田（以下「吉田」という）は正常道志会の会員ではない。
吉田と裁判道志会会員との交流は3年以上なく、現在の会員の活動状況については知らない。 **結審後の提出**

(1)争点A 虚偽表示・不当表示の項

第3 当裁判所の判断

1 原告は、被告らが本件掲示板を小川を名義人に同人が開設したかのようにして自ら管理し、不当な記事掲載を続けているなどと主張する。

しかし、被告らは、本件掲示板を管理している事実を否認しており、この事実を認めるに足る証拠はない。

原告の請求原因(1)の主張は認めることができない。

吉田の反論

結審後に提出した吉田書面

吉田が巫氏から上記の相談を受けたことは事実だが、吉田はそれを断っている。

原告の専用掲示板は吉田が譲り受け、“小川達夫名義の「週刊相場情報掲示板」として公開している“との原告の指摘は、原告の憶測であり見当違いも甚だしい、吉田は週刊相場情報掲示板の一投稿者に過ぎない。

また原告は吉田の投稿記事について、ヘイトスピーチであると主張するが、吉田の「週刊相場情報掲示板」への投稿は、原告 h p の吉田に対する誹謗中傷記事及びそれを複数の掲示板に投稿し拡散する原告の犯罪行為に対する抗議であり反論である。(乙 A 1 号証の 2、乙 A 2 号証の 1、乙 A 2 号証の 2、乙 A 3 号証、乙 A 4 号証参照)

争点 A 虚偽表示・不当表示に対して、巫は、答弁書・準備書面でも否認・反論した。しかし吉田は、三点の原告主張争点に対して、総て「争う」のみの答弁書を提出した。吉田は原告の主張の事実を「争う」と一言で済ませている。

- 争うならば何を争うかの理由を述べなければならない(単純否認の禁止、規79③)。
- また、争う立証を要する事由ごとに証拠を記載しなければならない(規79④)。

裁判の提起前後を問わず、事件の争点と証拠をすべて早期に把握し、相手方や裁判所とのやりとりに適切に応じることができるようにしなければならない。

最大争点である小川掲示板の開設・管理者問題は、巫は全面否認・不知とした、吉田は結審後の書面で全面否認をした、迅速で効率的な裁判を否定する吉田の訴訟活動とは、裁判外での訴訟遂行妨害・阻止を目的にある。

(2) 共同不法行為に基づく名誉毀損・威力業務妨害

2 原告は、被告らが本件掲示板において、原告について誹謗中傷の域を超え、名誉を毀損する記事を掲載した旨を主張する。

かつてインターネット上に原告を誹謗中傷する記事が掲載されたことがあり、原告が指摘する本件掲示板の記事(甲1)は、原告を誹謗中傷する内容であるといえる。しかし、これらは、原告から訴訟を提起されるなどして原告と対立する者が、訴訟活動やインターネット上の言論活動において、原告から同様に非難されるなどしてきたことに対抗して行ったものである。また、被告吉田が、吉田訴訟や原告が被告吉田らを相手に提起した損害賠償請求訴訟(当裁判所平成26年(ワ)第1153号事件)を妨害するために上記記事掲載等をしたことを認めるに足りる証拠はない。

2、争点B 共同不法行為に基づく名誉毀損・侮辱罪・威力業務妨害

結審後の被告準備書面

争点Bに対する吉田の反論

争点Bについて、吉田の投稿は原告の吉田に対する誹謗中傷記事に対する反論であり、「前記2事案の概要」で述べたとおりである。

原判決は、被告の原告への誹謗中傷は、訴訟提起からの対抗策としての、誹謗中傷行為と判示するが、原告が提起した請求原因とは、**犯罪事実の告発であり、公共の利益に関する摘示である。**

司法被害者が連帯する市民運動に、広域暴力団や指を詰めた者を発見すれば即排除する、そして過去に社会的告発を共にしたことからの、官憲からの被弾圧対策として真相の解明を求めて訴訟提起するのは当然である。

審理中には認否書面も提出せず、巫掲示板・小川掲示板上で、原告提起の裁判を口汚く罵り攪乱する、こうした訴訟妨害目的の原告毀損行為と、原告の**違法性阻却事由**に基づく主張とは明らかに違う。

更に悪辣にも、**結審後に提出した時機に遅れた吉田の主張をそのまま判決書に転載した、不正不当極まる偏頗した原判決は、証拠の採用を意図的に誤っている**(大審院昭和3年10月20日判決)

判決書の本件掲示板とは巫のデータメ判決掲示板を指すが、前訴立川支部での訴訟提起に応訴義務を逃れる送達先隠しをした吉田は、小川訴訟の反論書面の作成をしており、これは有印私文書偽造である、巫掲示板・小川掲示板上での原告へ偽計業務妨害は、8月15日現在に更に苛烈となっている。

吉田は実名を上げて訴訟詐欺者とネット流布している、65万円を訴訟外和解で取得したとネット流布している、二十年近く被冤罪者である原告は第三次再審請求中でありこの吉田の虚偽流布は看過できない、別の事件屋事件の坪井隆作訴訟の判決書には、再審請求者に対する業務妨害と認定している、原審勝訴判決を得た吉田の悪罵罵倒は、巫の掲示板では弁論と称して巫もこれを徒過・容認している。

(3) 争点C プロバイダ責任制限法

3 原告は、被告吉田が、吉田訴訟で虚偽の供述をし、原告の名誉を毀損したと主張する。

しかし、原告は、吉田訴訟において、インターネット掲示板上に原告の実名公表やプライバシー侵害の不法行為があったと主張したが、被告吉田がこれを争い、その請求に理由がないと判断されたものであり、被告吉田が、本人尋問において、その主張に沿う内容を供述したことが真実に反するものと認めることはできない。

原告のこの主張も理由がない。

3、争点C プロバイダ責任制限法違反 **結審後に提出した吉田書面**
争点Cに対する吉田の反論
争点Bについて、吉田は「週刊相場情報掲示板」の一投稿者である、したがって原告の主張には理由がない。

原判決は、吉田に対する尋問で小川掲示板の開設・管理者を否定した吉田の証言は信用できると判示している。

しかし並行審理された小川・吉田訴訟では、小川の供述を吉田が遮り妨害して発言させなかった、弁論の併合申立が認められなかったこの二件の訴訟の最大争点は、小川掲示板の開設・管理者は誰なのか。

原判決はこの二件共に、吉田・小川が法廷で真実に反することを供述するとは考えられない、この心証から控訴人の主張・立証を悉く退けた。

巫は書面提出には出廷を要しないとの理由から欠席を通した、前訴の巫訴訟では出廷した巫に対して、裁判官は巫掲示板の一時閉鎖の状況、その間の管理操作4日後の再開まで執拗に質した、これにうろたえ混乱した巫であるが、法廷での答弁は証言として証拠となる。

3 争点C プロバイダ責任制限法違反

訴状

プロバイダ責任制限法とは、インターネットでプライバシー侵害があったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律である。

プロバイダには、掲示板を設置するWebサイトの運営者なども含まれる、つまり、運営する掲示板に個人のプライバシーなどを侵害する書き込みがあった場合についても、掲示板の管理者が責任を問われる。

原告は昨年7月、小川掲示板に係るサービス提供するGMOメディアに対して、発信者情報開示請求申立を行った。

しかし開示は拒否されたものの、小川掲示板の登録・管理者は、小川にごく近い事件関係者(柏市戸籍改竄事件)であるとの教示を得た。

被告巫の答弁書の内容と開設時期から、小川掲示板の登録・管理者は両被告であると確信を以って訴訟提起をしたのである。

2 被控訴人・吉田、巫の証言の信用性

原判決は、吉田の証言は信用性があると原告主張を棄却した、この尋問とは当事者尋問ではなく、裁判官のほんの一言二言の質問に、吉田が口籠り答えたものである。巫の出廷拒否とは尋問の回避にあり、事案の真相解明には直接に巫・吉田への法廷尋問が不可欠である。

控訴審裁判所に於かれては、本事件は当事者の弁論に拘束されることなく職権で証言証拠の収集を願いたい。

民事訴訟法第208条

当事者本人を尋問する場合において、その当事者が、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓若しくは陳述を拒んだときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

3 巫掲示板で始まったプライバシー権侵害・人格攻撃

結審後に提出した吉田の準備書面の主張に対して、並行審理された小川吉田訴訟判決書には「かつてインターネット上に原告を誹謗中傷する記事が掲載されたことがあり」とある。

この誹謗中傷記事とは、巫掲示板に訴外・坪井隆作、訴外・北詰淳司の投稿記事であり、吉田による原告の個人情報流布もある。

2 原告は、被告らが本件掲示板において、原告について誹謗中傷の域を超え、名誉を毀損する記事を掲載した旨を主張する。 **小川吉田訴訟判決書から抜粋**

かつてインターネット上に原告を誹謗中傷する記事が掲載されたことがあり、原告が指摘する本件掲示板の記事（甲1）は、原告を誹謗中傷する内容であるといえる。しかし、これらは、原告から訴訟を提起されるなどして原告と対立する者が、訴訟活動やインターネット上の言論活動において、原告から同様に非難されるなどしてきたことに対抗して行ったものである。また、被告吉田が、吉田訴訟や原告が被告吉田らを相手に提起した損害賠償請求訴訟（当裁判所平成26年(ワ)第1153号事件）を妨害するために上記記事掲載等をしたことを認めるに足りる証拠はない。

以下は、前訴判決書の事実認定であるが、この四者が意志一致して巫掲示板上で原告潰しに奔走した、一連の権利侵害の総括責任は巫召鴻にあると思料している。

立川支部・平成25年(ワ)第3072号事件判決書から抜粋

被告は、インターネット掲示板「デタラメ判決を正す」（以下「本件掲示板」という。）を管理運営する者である。被告は、訴外吉田卓朗（以下「吉田」という。）と旧知であり、訴外小川達夫（以下「小川」という。）が行っている柏市に対する裁判を支援し、被告の開設するホームページに同裁判の資料を掲載している。

(2) 訴外坪井隆作、訴外北詰淳司、小川及び吉田（以下、合わせて「坪井ら」という。）は、2年ほど前から、本件掲示板に、原告を誹謗中傷し、個人情報を流布する記事を掲載するようになった。

(3) 原告は、被告に対し、これらの記事の削除を要請したが、被告はこれを無視し、2年以上にわたり、本件掲示板に放置し続けている。被告は、直ちに名誉毀損的表現を削除できる立場にあり、上記の各記事は、原告に対する個人攻撃であることが明白に認識できる。

4 結語

前訴・小川訴訟立川支部で中山裁判官は「インターネット掲示板に掲示をするのであれば、それが真実であるか、第三者の権利侵害をしないか、検証するのは管理者の義務」

小川らの虚偽申告を疑うことなく、そのままにネット公開した原告に非があると請求棄却した、被控訴人が告発するインターネットを使った風説の流布事件、この事件屋の巣窟サイトである巫掲示板に、埼玉地裁で提訴された訴外・坪井隆作の訴訟妨害目的の侮辱記事から始まり、続いて訴外・北詰淳司、更に吉田・小川からの人格毀損投稿が続いている。

巫の組織・デタラメ判決を正す会に集結する構成員の半数は逮捕歴があり、事件資料には千葉興業銀行恐喝事件、小川の柏市戸籍改竄事件の資料は、反対当事者の記録が全く無く、一方的に小川・吉田のみの主張書面の公開をしている、この詭計から柏市戸籍改竄事件の認識・評価を誤った。

訴状の2頁、立川支部平成25年(ワ)第3072号事件判決書から抜粋、この訴状の冒頭にあるとおり、吉田・小川・坪井・北詰のヘイトスピーチ投稿は、巫掲示板で始まり現在も続いている。

被控訴人は、坪井と北詰が共謀しての虚偽告訴から昨年1月に、刑事名誉毀損容疑で自宅捜索が入る送検事件の被疑者となっている、この坪井を追及した恐喝目的の狂言事件とは、2007年6月に起きた送検事件である。

この虚偽申告事件が8年を経て、事件の真相公開がされる様相となっている、これはインターネットを悪用した事件屋事件としてもケース・スタディとなる。

巫掲示板は事件屋の情宣サイトであり、訴訟被害者を呼び込む罠を仕掛けている。訴訟外での恐喝目的とした事件屋サイトは殲滅壊滅せねばならず、先ず総括的首謀者である巫を血祭りすべきだ、巫の訴追なくしては事件屋ヤクザの壊滅は適わない。
以上

証拠方法

甲第14号証を提出する。

2015年8月19日

控訴人の証拠説明書

号証	標目	写し 原本	作成者	立証の趣旨
甲14	巫のデタラメ判決掲示板 本年8月	写し	吉田 北詰	吉田と共謀する北詰、それに巫が組んでの人権毀損・人格攻撃は巫掲示板の主体としたところでありこの両被控訴人の怯えとは「GMOの回答」にある事実。